

## 令和7年度第2回太宰府市国民健康保険運営協議会 議事録（要約）

とき：令和7年12月18日（木）午後1時30分～午後2時50分

ところ：太宰府市役所3階 庁議室

出席者：太宰府市国民健康保険運営協議会委員（出席7名 欠席3名）、  
太宰府市（国保年金課長、納税課長、元気づくり課長、国保年金係  
長、国保年金係職員）

傍聴者：1名

### ■議事案件

(1) 令和8年度国保事業費納付金および標準保険料(税)率の仮算定結果に基づく令和8年度太宰府市国民健康保険税率の検討方針について

- ① 令和8年度福岡県国保事業費納付金・標準保険料(税)率（仮算定結果）
- ② 仮算定結果に基づく令和8年度太宰府市国民健康保険税率等の試算
- ③ 令和8年度太宰府市国民健康保険税率の検討方針

### ■その他

(1) 保険料水準の統一に向けた検討状況について【非公開】

事務局

皆様こんにちは。本日は年末のお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、令和7年度第2回太宰府市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

まずははじめに、本日は冒頭のみでございますが、市長が出席をさせていただいておりますので、ここで、皆様にごあいさつを申し上げます。

（市長挨拶）

それでは続きまして、報告でございます。

本日は、10名中7名の委員のご出席をいたしておりますが、過半数を超えておりますので、太宰府市国民健康保険運営協議会規則第7条第1項の規定によりまして、本運営協議会が成立していることを報告いたします。

また、本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、ご報告いたします。

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。

お手元にお配りしております、レジュメ、冊子状の「資料1\_議事案  
件資料」と「資料2\_その他案件資料」、以上となります。皆様、資料は  
お揃いでどうか。

それでは早速、次第に沿って進めさせていただきます。

ここからの進行につきましては、会長にお願いいたします。

それでは会長、よろしくお願ひします。

会長

それでは、「議事案件」に入ります。

本日の議事案件は1件でございます。

「(1) 令和8年度国保事業費納付金および標準保険料（税）率の仮算定結果に基づく令和8年度太宰府市国民健康保険税率の検討方針について」ということで、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、標題の件について、ご説明いたします。

まず、議事の主眼といたしてましては、前回の第1回国保運営協議会にて諮問させていただきました令和8年度太宰府市国民健康保険税率について、今回と次回の会議においてご審議をいただくものとしております。

特に今回におきましては、このたび福岡県より令和8年度の国保事業費納付金および標準保険税率の仮の算定結果が示されましたので、その内容と、これに基づく本市国保税率の試算等をお示しし、答申における本市の令和8年度の国保税率の見直しに関する検討にあたっての基本的な方針・方向性につきまして、一定の整理ができたら、と考えております。

それでは、お手元の冊子状の資料1により、目次に沿ってご説明いたします。

それでは、4ページをお願いします。

前回の繰り返しになりますが、国保事業費納付金は県から市町村へ交付する保険給付費等交付金に充てるため、その財源の一部として県が市町村から徴収するものであり、国県による公費で賄われない部分を県内全市町村で所得シェア、人数シェア、及び医療費水準に応じて分かち合うものです。令和8年度より、「子ども・子育て支援事業の財源となる「子ども・子育て支援納付金」が追加されるため、今回国保税の税率改正が必要となります。

次に、仮算定における子ども・子育て支援納付金の推計方法につきましてご説明いたします。資料5ページをお願いします。

仮算定における子ども・子育て支援納付金の推計方法ですが、算定方式は所得割・均等割・平等割の3方式、応能・応益割合は $\beta : 1$ 、つまり県の平均的な所得水準に応じた割合、均等割：平等割の比率が6:4、標準的な収納率及び賦課限度額は既存の3区分と同様の算出方法となっております。

6ページをお願いします。

中段の「子ども・子育て支援分の均等割及び18歳以上被保険者均等割のイメージ」にあるとおり、低所得者軽減分と子ども均等割軽減分を差し引いた残りの分を18歳以上の被保険者均等割総額として18歳以上に賦課されることとなっております。右下にモデル世帯での試算をお示しておりますが、このケースですと10歳の子は均等割が900円ですが、10割軽減がかかるため賦課されず0円、40代2人については、本人の均等割900円に加え18歳未満均等割の分かち合い分が60円賦課されることから、当該世帯の世帯均等割合計が1,920円となる計算となります。

次に、令和8年度福岡県国保事業費納付金仮算定の概要についてご説

明いたします。資料 7 ページをお願いします。

令和 6 年度福岡県国保特会の決算状況についてですが、73 億円の黒字となっておりまして、こちらを令和 7 年度に決算余剰金として繰り越しております。この決算剰余金を、県全体の国保事業費納付金、ひいては各市町村の標準保険料率の激変緩和に充てることにつきましても現在県で検討されているところです。

8 ページをお願いします。

こちらは県における令和 8 年度国保事業費納付金仮算定の概要となります。

保険給付費や他の保険制度への納付金等といった歳出から、公費及び決算剰余金等といった歳入を差し引いた不足分にあたる県全体の国保事業費納付金額が 1 千 4 1 5 億円となりました。

次に、「令和 8 年度福岡県国保事業費納付金仮算定結果」についてご説明いたします。資料 9 ページをお願いします。

先ほど申し上げましたとおり、国保事業費納付金総額が 1 千 4 1 5 億円でこれを 1 人当たりにいたしますと 15 万 9 千 8 9 2 円となっております。1 人当たり納付金の対前年比といたしましては、子ども・子育て支援金分を含めると 5. 6 % の増、含めなくても 3. 7 % の増となっております。今後高齢化が進むのは確実なことから、1 人あたり納付金は今後も上昇し続けることが高い確率で想定されます。

10 ページをお願いします。各市町村の納付金算定にあたり、4 ページでご説明したように、県全体の納付金総額を県内全市町村で所得シェア、人数シェア、及び医療費水準に応じて分かれ合うことになります。

表は納付金算定に用いた県内市町村の年齢調整後の医療費指数であり、全国平均を 1 とした数値ですが、本市は医療費指数が県下で上毛町に次いで 2 番目に低く、これがこれまでの納付金算定におきましては納付金額の抑制にかかるインセンティブとして機能していましたが、今後、医療費水準が考慮されなくなることから、国保税率の増につながる懸念も生じることとなります。

参考までに 11 ページでは納付金仮算定データにおける県内市町村の医療費水準・所得水準状況をお示ししております。

本市を含む筑紫地区においては所得水準が高く、医療費水準が低いという、好ましい傾向にあります。

これらを踏まえ、次の 12 ページでは県内市町村の納付金仮算定結果をお示ししております。

左表の 1 人当たり納付金をご覧ください。本市は赤枠部分ですが、青枠部分の県平均と比較し 250 円低く、ほぼ県平均に近い金額となっておりますが、9 ページでお示ししましたとおり、県納付金額が前年比 8 千 4 9 0 円 (5. 6 %) の増となっているため、その分国保税への反映が必要となる可能性が考えられます。

右表についてですが、こちらは決算剰余金のうち 30 億円を激変緩和措置に充てた場合の納付金額となっており、こちらですと左表の決算剰余金を充てない場合と比較して一人当たり 6 千 3 6 2 円の抑制が図れる計算となっております。但し、決算剰余金からいくら激変緩和措置に

活用されるかは私共に示されておらず、あくまでシミュレーションとしてご理解いただければと考えております。

続きまして、13 ページからは、仮算定結果に基づく令和 8 年度太宰府市国民健康保険税率の試算について説明いたします。

14 ページをお願いします。ここから先は、県から示されました仮算定結果に基づき、本市において独自に試算を行った内容となります。

ページの上部に令和 8 年度の本市の納付金額を区分ごとに改めて記載しております。

その下には、納付金の仮算定結果と合わせて県から示されました本市の標準保険税率を区分ごとに記載しております。

ここでは、子ども・子育て支援金分にかかる税率が新たに示されておりまして、年間で所得割の税率は 0.21%、均等割は 1,038 円、平等割は 1,009 円となっております。

なお、子ども・子育て支援金分の均等割につきましては、同制度の趣旨から、18 歳未満、いわゆる高校生世代までの被保険者にかかる均等割額は 10 割軽減とし、その分は 18 歳以上の被保険者にて負担することとなっておりますので、記載の 1,038 円は、18 歳以上の被保険者にかかる金額でございます。

続きまして、15 ページをお願いします。

こちらの表は、今回示されました標準保険税率と現行税率との比較、およびそれぞれの税率におきまして、令和 8 年度の納付金を賄うために必要と考えられる国保税の収納総額と、予想される収納見込み額との過不足を示したものとなります。

また、参考としまして右端には、現行税率と標準税率の中間値の税率を適用した場合の数値も記載しております。

医療分では、標準保険税率の所得割は現行税率よりも低く、均等割・平等割は現行税率よりも高く示されており、医療分全体としては標準保険税率のほうが収納見込み額（被保険者の負担）が少なくなる試算となっております。

一方、後期高齢者支援金分・介護納付金分については、標準保険税率のほうが現行税率よりも高く示されており、高齢化の進展に伴いまして、納付金を賄うために負担を増やす必要性が示唆されているものとなります。

また、子ども・子育て支援金分につきましては、来年度から新たに発生するものですので、国保税としてはこの分の負担が単純に増すこととなります。

なお、国保税の必要収納額と収納見込額との過不足におきまして、子ども・子育て支援金分以外の各区分で、標準保険税率の場合も「不足」との試算結果になっておりますが、こちらは本市での計算におきまして、全被保険者の所得総額や被保険者数等を独自に推計しておりますことが影響しております。また、今回県から示されましておりますのは「仮算定」でありまして、今後示される予定の「本算定」の段階では、例年と同様に様々な数値が変わってくることが想定されます。

参考までに、16 ページには令和 7 年度標準保険税率の仮算定値及び本算定値をお示ししております。

ここでは、医療分の納付金額、標準保険税率は本算定にて増えておりますが、後期高齢者支援金分・介護納付金分では本算定で減っております。

続きまして、17 ページには、世帯のモデルケースごとに現行税率、標準保険税率、その中間値を当てはめた場合の、令和 8 年度年間税額の試算結果および今年度との差をお示ししております。

全ての場合において増となっておりますが、特に現行税率の場合も子ども・子育て支援金分の新設により増となります。

一般的な傾向といたしまして、国保税の軽減判定所得を下回る世帯には軽減が適用され税額が下がることから、軽減に該当するかのボーダーラインを超えたあたりの方が、所得がさほど多くはないのに軽減がかからないということで、人より多く国保税を払っているという「負担感」をより感じる人もおられるかと思います。

続きまして、18 ページからは、令和 8 年度太宰府市国民健康保険税率にかかる検討方針について、ご説明いたします。

19 ページをお願いします。

ここまであくまで「仮算定」の結果としまして、納付金額および標準保険税率、それらに基づく本市の試算結果等をご説明いたしましたが、こちらには、来年 1 月初め頃に予定されております「本算定」結果（確定値）が示された際の、本市の令和 8 年度国保税率に係る検討方針の案を記載させていただいております。

今回の会議では、こちらでお示ししています方針案をベースとした中から、令和 8 年度分の答申に向けて、基本的な検討の方向性について一定の整理ができたら、と考えております。

まず、(1) 医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分につきましては、すべての区分に共通とするか、区分ごととするか、という点でも分かれ得るものですが、

案①、次回提示する本算定に基づく標準保険税率のどおりとする  
案。仮算定結果をふまえますと、後期分、介護分の引き上げ幅が大きくなる一方で医療分は低くなる可能性が高いものとなります。

案②、現行税率と案①の範囲内の任意の値。先ほど例として中間値を挙げていますが、それぞれ任意の値に調整できます。

案③、現行税率どおり据え置く案。仮算定結果をふまえますと、この場合は、後期分、介護分の国保税必要総額について不足が生じることも考えられます。

案④：現行税率より引き下げる案  
が考えられるかと思います。

標準保険税率を下回る値にした場合は、赤字分をどう賄っていくかにつきまして、市で検討していく必要があります。

次に (2) 子ども・子育て支援金分につきましては、(1) の案①、案②と同様の内容を上げております。

但し、子ども・子育て支援金分につきましては、来年度から 3 年かけて段階的に本来の値まで引き上げられる予定となっていることから、案①を採用したとしても再来年以降も見直し検討が生じることとなります。

なお、実際の答申におきましては、（1）案②④と（2）案②では各区分の税率までご提示いただければと思います。

最後に 20 ページをお願いします。

こちらにおきましては、検討方針に関する補足事項といたしまして、今後の本算定が示される際に生じることが想定される「仮算定時からの変動要因」および「将来の国保（料）税率の県内統一化」について記載しております。

2 の「主な変動要因」につきましては、

・本算定に係る各種係数、収納率等について、国から示される確定係数や、県が推計した収納率等を踏まえた標準保険税率の確定値が示される予定であること

・福岡県国保会計における令和 6 年度決算剰余金の活用について、決算剰余金活用の場合、仮算定時より標準保険税率が下がる可能性があること。

・子ども・子育て支援金分の賦課限度額について、仮算定で示されていない子ども・子育て支援金分の賦課限度額について、本算定において一定の値が提示されることが予想されること。

が挙げられ、次回はそれらを反映した標準保険税率の提示ができるのではないかと思います。

3 の将来の国保税率の県内統一化につきましては、

のちほど「その他」でもう少し詳しく説明いたしますが、令和 15 年度では県内市町村すべてが必ず標準保険税率としなければならないため、検討に当たっては、それまでにどのように被保険者への負担感を抑制しながら段階的に近づけるか。を考える必要があるかと考えます。

説明は以上です。

事務局

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様からご質問等ありませんでしょうか？

A 委員

県の決算剰余金について、実際にどれぐらい使えるかどうかわからぬことですが、一番最後の 20 ページで、決算剰余金の活用で標準保険税率が下がる可能性があるということで、太宰府市は国保会計の黒字というものがありますが、福岡県の国保特会においての黒字や決算剰余金があるということで、よろしいですか。その県の決算剰余金を使えば、市町村の標準税率が下がるという認識で間違いありませんか。

事務局

県と我々市町村で国保共同運営会議というところで協議をしており、決算剰余金を一部充てるかどうか等を含め、県で今検討しており、標準保険税率が本算定時に下がる可能性があります。ただ、仮算定時、本算定時を算出する際の大元の数字が上がったり下がったりする場合もありますので、全体的に必ず下がるかというと、100%ではない。単純に決算剰余金だけの話で言うと、使えば下がる効果がありますということになります。

会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様からご質問等ありませんでしょうか？

事務局

最終的な判断をするのは年明けの会議になります。  
今回につきましては課題の整理を行いまして、方向性を出したいと考えております。

具体的に言いますと、据え置きにしますや、改定しますといった、方向性は出せればと思っております。いくら上げるかとかの細かい部分は、次回に本算定の数値を入れたシミュレーションを出させていただいて、そこで判断していただくと思っております。

B 委員

子ども・子育て支援金が新設されたから、そこも踏まえて考えないといけないと思うんです。今日はこの説明を持って帰って、1月に各々委員が、ある程度方針・方向性を会長に出して、会議で取りまとめるというような流れでいいですかね。みなさん、そういうことでいいですか。

C 委員

これは太宰府市国保運営協議会なんですが、一応耳に入れておきたいと思いまして、ちょっと発言させていただきたい。今回の議事に関しては、一切異議ございません。

テレビでも言われてると思いますが、病院が今潰れてるんですよね。原因は、金属の値上がりです。金や銀の値段がすごく高くなりました。もちろん保険点数の改定とかありますが、半年に一度です。それよりも早いスピードで、すごく値上がりしています。今の保険点数で作ると赤字になってしまいます。以上です。

A 委員

先ほどお話が出たスケジュールをもう一度確認させてください。

現状を下げるという状態は考えられないところで、現状維持か上げるかの二者択一を、今日出すのか？1月出すのか？

1月に決めて、事務的なスケジュールが間に合うのかなと思いますが、事務局としてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

事務局

事務局での考えを少し説明いたします。

既存のものと、子ども・子育て支援金分とに分けてお話しします。

子ども・子育て支援金分につきましては先ほど申し上げましたように、今後3年にかけて上がっていいく状況です。引き上げ引き下げや激変緩和をしてもあまり意味がないのかなと思います。新設するっていうこのタイミングですので、そのまま標準税率で入れるっていうところが妥当かなと事務局内で話をしているところです。

残りの三つにつきましては先ほど説明をさせていただきましたように、令和15年度には標準保険税率で、必ずそれ以降は納付金額もこの金額を払わないといけない。被保険者が減って、1人当たりの医療費は上がっているっていう状況では、年々右肩上がりに上がっていくのは確実な状況でございますので、激変緩和するにしても、医療分が標準税率より高くなってて、介護分・後期分があまり手を入れてない这样一个状況なので、令和15年度に合わせるにあたっては、検討する必要があるのではないかと私は思っています。

引き上げるか下げるか、据え置くかというところを、ある程度方針を出していただきますと次の会議のときに引き上げ幅をどうするか等、本算定を入れたところでの資料を出しやすいので、その辺をある程度お考えいただけたとありがたいのが正直なところです。

先ほど引き上げと言いましたけれども、中には医療分で言いましたよ

	うに引き上げる必要がないところもありますので、改定をするかしないかという考え方で結構でございます。
A委員	子育て支援っていうのはもうニュースでもバンバン出てましたから、皆さんそれなりに、そのつもりでいらっしゃると思います。ただ、物価高にきついですよね。なかなか上げるのは。
事務局	子ども・子育て支援金につきましてはいかがでしょうか？ 標準保険税率通りに上げるか。それ以外の数値にするのかという選択肢を出させていただきたいと思います。どういったデータやシミュレーションで見たいもの、これと比較してみたいとかそういうご意見いただけするとありがとうございます。
会長	今事務局からご提案ありましたけど、それに対して何かご意見ありますか。
A委員	そのままでいいんじゃないかなと思います。全国的にそういった国が決めたことでもありますし、新規で導入されるっていうのがわかっているものなので。
B会長	今年は特に物価の値上がりがね、もう全てにおいて、家計を圧迫するような状況でしょうから。最終的には県平均に合わせないといけないということですから、段階的にやっぱり上げていくのが私個人としては望ましいのかなという気がします。
A委員	実際にどれぐらい上がるのか数字を見させていただいた方が良いかと思います。
B委員	仮算定だから、今は難しいでしょうが、税の控除とか平均値とか、見たいですね。
事務局	それでは本算定値がでてから判断することによろしいでしょうか。 子ども・子育て支援金分については、そんなに苦しい負担じゃなさそうということであれば、そこで標準保険税率通りで決めていただいても結構ですし、ちょっと負担が大きいということであれば刻んでいなければ合わせないといけないということで、どうでしょうか。
B委員	被保険者代表の委員の皆さんはどうですか？
D委員	あまり上がるというのは基本的には嫌でしょうけれども、やはりそういうわけにはいかんところがあると思います。やっぱり言われた通り具体的に提示いただきたいですね。ちょっと今の段階では。
B委員	1月末には方向性を出さないかんでしょうからね
事務局	それでは具体的に本算定がでてからの数値で判断するという形にしたいと思います。

- 会長 本算定が出て具体的な数字で判断する。いろんなものが出てきてないか半端な数値では判断も難しいかなと思います。次回以降に、できれば早めに資料を配布してください。
- 事務局 他の三区分についても同じような形で、本算定が出てからというところで次回提示させていただきます。
- 会長 ではこの件につきましては、今後、福岡県より本算定の結果が示されるとのことですので、このたびの方針をふまえながら、次回の運営協議会で、最終的な答申に向けて審議を行うこととなります。引き続きよろしくお願ひいたします。
- 以上で、議事案件につきましては終わります。
- 続きまして、次第の 3 「その他 保険料水準の統一に向けた検討状況について」ということで、事務局よりお願ひします。
- 事務局 はい。それでは、現在、福岡県を中心に進められております、県内保険料水準の統一に向けた検討状況についてご説明いたします。お手元の資料 2 をご覧ください。
- 前回の第 1 回運営協議会におきまして、今後の本市の国保税率の設定に大きな影響を及ぼすものとして、概要をお伝えしておりましたが、福岡県および県内自治体のさらなる協議を経て、具体的な方針が示されておりますので、現時点での状況をご説明いたします。
- なお、ご説明する内容および資料に関しましては、検討段階のものということもございまして、福岡県により「関係者以外非公開」となっておりますので、ご理解の上、ご留意くださいますようお願ひいたします。
- (保険料水準の統一に向けた検討状況について)
- 以上で、保険料水準の統一に向けた検討状況についてのご説明とさせていただきます。
- 会長 ただ今、事務局から保険料水準の統一に向けた検討状況について説明がありましたら、皆様からご質問等はありませんでしょうか？
- A 委員 度々申し訳ありません。10 ページと 11 ページです。
- 保険料が下がるからこそみんな無駄な医療費が出ないよう控えたりするし、少なくとも収納率が上がったから、これだけ医療費が抑えられたとかいう結果が出るから、被保険者は達成感ではないけど、やっぱり良かったねと思うわけですね。
- それが見えなくて、いくら自分たちが医療我慢しても、収納率を一生懸命上げても、どの市町村も、どんな人でも同じ保険料でいいんだと思ったら、みんな頑張る甲斐がないなと思うんですよね。これはやっぱりぜひ成績の良い市町村から意見を言って、絶対変えていってもらいたいと思います。何のために頑張るんだろうって、みんなやる気をなくすと思うんですよね。これは私は全然良くない仕組みだと思います。

事務局

先ほど委員さんがおっしゃられた懸念というのは、県の共同運営会議でも多数出ておりました。少子高齢化が進んでいる、過疎化が進んでるところとかは、高齢になれば、高度な医療を受ける割合も高くなってきます。単独の自治体で賄っていくということに限界があるわけなんですね。今回のこの県内の統一化は、財政の安定を図るために行うところになっております

先ほどのやはり収納率や医療費の適正化を頑張ってる市町村が損をするという形はよろしくないっていうところを受けて、県でも検討中でございますし、市としての意見も伝えていきたいと思います。

会長

それでは、事務局から他に何かありますでしょうか。

事務局

はい。それでは、次回、第3回国民健康保険運営協議会の開催予定について、ご報告いたします。

なお、当初におきましては、先般の日程調整に、各委員の皆様からご回答をいただいた結果といたしまして、この場で開催予定日をお知らせいたしましたく考えておりましたが、あと少しだけ整いかれていない部分がございますので、申し訳ございませんが、取り急ぎ、現時点での開催「候補日」としまして、お知らせをさせていただきます。

次回の候補日としましては、1月20日（火）、または22日（木）、もしくは23日（金）のいずれかになる公算が高い状況でございます。

開催日が決まりましたら、別途通知をいたしますので、お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願ひいたします。

報告は以上でございます。

会長

事務局も大変だと思いますけど、よろしくお願いします。  
続きまして皆様から何かございませんか。

ないようでしたら、本日の議事については以上となります。これをもちまして、令和7年度第2回太宰府市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

おつかれさまでした。